

下仁田町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

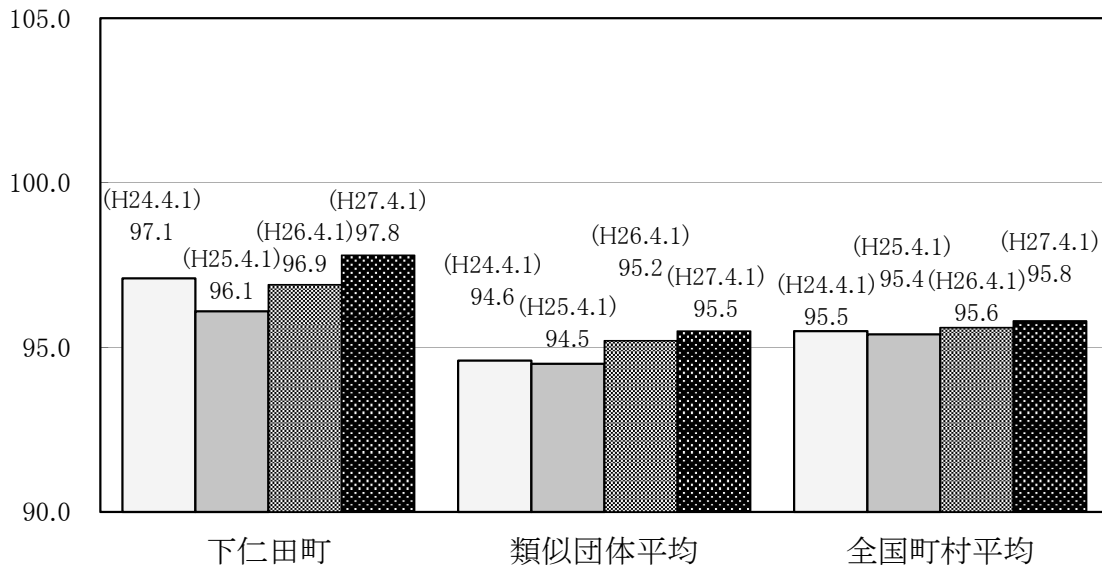
区分	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考)
	(27年1月1日)	A		B	B/A	25年度の人件費率
26年度	人 8,405	千円 4,999,115	千円 76,010	千円 876,355	% 17.5	% 17.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	人 91	千円 362,363	千円 66,863	千円 132,219	千円 561,445	千円 6,170	千円 5,606

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、26年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 「類似団体平均」とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与改定の状況 人事委員会なしのため記載不要

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

- ①給料表の見直し
 実施 未実施

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

実施時期：平成28年4月1日
 平均引下げ率：△1.8%
 経過措置：平成30年3月31日（2年）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（27年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
下仁田町	43.6 歳	333,500 円	394,510 円	359,206 円
群馬県	43.7 歳	344,600 円	414,934 円	375,254 円
国	43.5 歳	334,283 円	—	408,996 円
類似団体	42.0 歳	309,632 円	372,514 円	334,182 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
下仁田町	51.0 歳	4 人	339,600 円	369,800 円	365,425 円	—	—	—	—
うち用務員	55.9 歳	2 人	344,700 円	380,050 円	376,950 円	用務員	54.6 歳	200,300 円	1.90
うち調理員	46.1 歳	2 人	334,400 円	359,550 円	353,900 円	調理員	44.7 歳	246,900 円	1.46
群馬県	50.9 歳	116 人	339,700 円	372,004 円	361,281 円	—	—	—	—
国	50.2 歳	2994 人	289,141 円	—	328,318 円	—	—	—	—
類似団体	48.8 歳	6 人	268,232 円	294,399 円	279,753 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
下仁田町	—	—	—
うち用務員	6,126,706 円	2,774,400 円	2.21
うち調理員	5,821,871 円	3,345,400 円	1.74

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成24～26年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等をおを除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（27年4月1日現在）

区 分		下仁田町	群馬県	国
一般行政職	大学卒	174,200 円	179,300 円	174,200 円
	高校卒	142,100 円	145,400 円	142,100 円
技能労務職	高校卒	137,600 円	141,000 円	—
	中学卒	— 円	— 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額等の状況（27年4月1日現在）

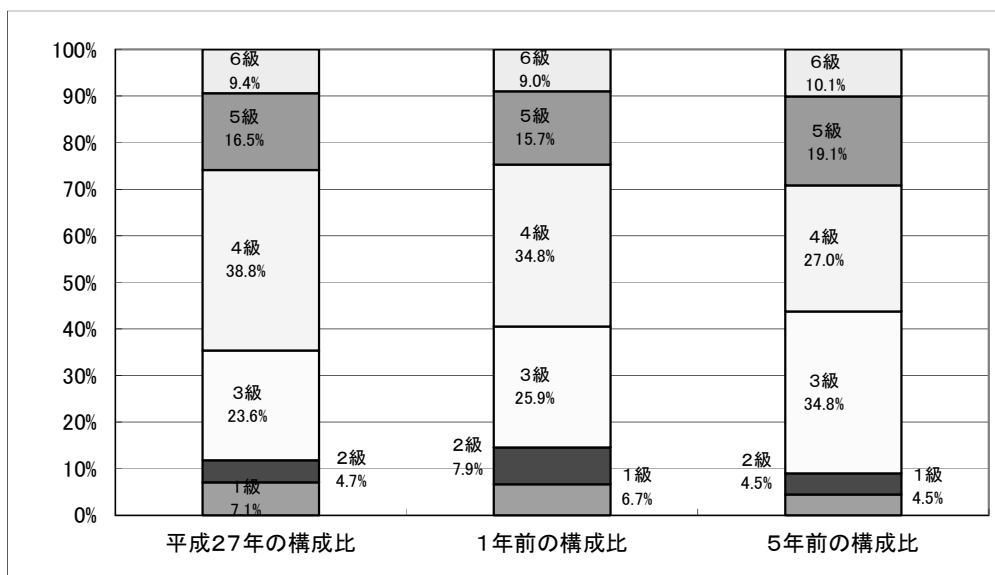
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	255,900 円	310,000 円	363,400 円	384,100 円
	高校卒	186,100 円	282,400 円	341,900 円	372,100 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	335,200 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	341,300 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事	5	6.0	140,100 円	246,100 円
2 級	主任	4	4.8	190,200 円	308,600 円
3 級	主幹	20	24.2	227,100 円	355,100 円
4 級	係長・係長代理	32	38.6	265,100 円	388,700 円
5 級	課長補佐	14	16.9	291,500 円	401,000 円
6 級	課長	8	9.6	322,900 円	423,000 円

- (注) 1 下仁田町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

--

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

下仁田町	群馬県	国
1人当たり平均支給額(26年度) 1,546 千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,721 千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20%、管理監督者加算10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20%、管理監督者加算10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

--

(2) 退職手当（27年4月1日現在）

下仁田町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例加算(2%～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例加算(2%～45%加算)		
(退職時特別昇給 無し)					
1人当たり平均支給額 20,623 千円					
(平成27年4月1日に支給率の改定を行っているため、平均支給額に係る支給率は前年の最高限度額である52.44となっている)					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)		11 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		11 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
前橋へ在職派遣者1名のみ支給対象	3.0 %	1 人	3.0 %

(4) 特殊勤務手当（27年4月1日現在）

支給実績(26年度決算)	0 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	0 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)	0.0 %			
手当の種類(手当数)	2			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(26年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症等防疫作業	一般職員	感染症の患者若しくは疑いのある患者を救護し若しくは感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の危険のある物件の処理作業に従事した場合	0 千円	1件当たり 1,000円以内
行旅病人・行旅死亡人の取り扱い業務	一般職員	行旅病人・行旅死亡人の収容作業に従事した場合	0 千円	1件当たり 1,000円以内

(5) 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	24,547 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	307 千円
支給実績(25年度決算)	18,209 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	225 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円 配偶者以外6,500円 配偶者がいない場合、 そのうち1人は11,000円 満16歳の年度始めから 満22歳の年度末までの 子5,000円加算	同		13,900 千円	239,647 円
住居手当	借家・借間入居者は家賃額により最高27,000円	同		4,900 千円	272,194 円
通勤手当	交通機関を利用する場合6ヶ月定期等で最高55,000円 交通用具使用者は通勤距離に応じて2,000円～31,600円	同		6,096 千円	72,574 円
管理職手当	課長 30,200円 所長 17,500円 課長補佐 16,600円	異	国の支給額 49,600円～ 130,300円	12,123 千円	505,125 円

5 特別職の報酬等の状況（27年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市区町村長	582,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 826,500 円/ 410,000 円	
	副市町村長	566,000 円	630,000 円/ 508,000 円	
報 酬	議 長	275,000 円	355,000 円/ 200,000 円	
	副 議 長	213,000 円	316,000 円/ 164,000 円	
	議 員	199,000 円	301,000 円/ 145,100 円	
期 末 手 当	市区町村長	(26年度支給割合)		
	副市町村長	4.10	月分	
退 職 手 当	議 長	(26年度支給割合)		
	副 議 長	4.1	月分	
	議 員			
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市町村長	582千円×4年×520/100	12,105千円	退職時
	備 考	566千円×4年×300/100	6,792千円	退職時

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

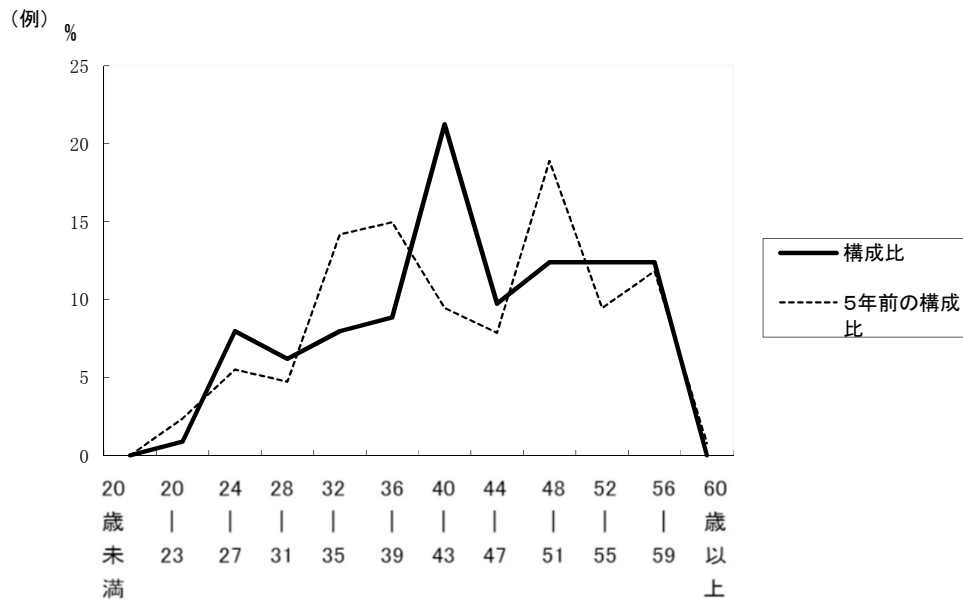
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成27年	平成26年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	2	2	1 △ 1	機構改革による職員数の増 H25実施の準備事業終了
		総務	26	25		
		税務	7	7		
		民生	8	9		
		衛生	9	9		
		農水	7	7		
		商工	7	7		
土木		6	6			
計	72	72		<参考> 人口1万人当たり職員数 85.7 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 101.56 人)		
	教育部門	17	20	△ 3	世界遺産登録等に係る職員数の減等	
	消防部門	0	0			
	小 計	89	92	△ 3	<参考> 人口1万人当たり職員数 105.9 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 121.84 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水道	10	7	3	簡水事業統合による減員	
	簡水	14	4	△ 4		
	その他	14	14			
	小 計	24	25	△ 1		
合 計		113	117	△ 4	<参考> 人口1万人当たり職員数 134.4 人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（27年4月1日現在）



	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
		23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	0人	1人	9人	7人	9人	10人	24人	11人	14人	14人	14人	0人	113人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	27年	26年	25年	24年	23年	22年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	72	72	76	71	75	80	▲8 (90.0%)
教育	17	20	18	22	24	21	▲4 (81.0%)
消防	—	—	—	—	—	—	(%)
普通会計計	89	92	94	93	99	101	▲12 (88.1%)
公営企業等会計計	24	25	25	25	26	26	▲2 (92.3%)
総合計	113	117	119	118	125	127	▲14 (89.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にとっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
26年度	187,912	638	31,512	16.8	22.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費6,942千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
26年度	6	19,829	3,161	7,399	30,389	5,065

(参考)26年度平均 一人当たり給与費
千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、27年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(27年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
下仁田町	39.2 歳	282,735 円	422,063 円
団体平均	43.6 歳	333,500 円	394,510 円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

下仁田町		下仁田町(一般行政職・団体平均等)	
1人当たり平均支給額(年度)		1人当たり平均支給額(年度)	
1,233 千円		1,546 千円	
(26年度支給割合)		(26年度支給割合)	
期末手当 2.60 月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.50 月分 (0.70)月分	期末手当 2.60 月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.50 月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(27年4月1日現在)

下 仁 田 町			下仁田町(一般行政職・団体平均等)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例加算(2%~20%加算)		
(退職時特別昇給 なし)			(退職時特別昇給 無し)		
1人当たり平均支給額 0 千円			1人当たり平均支給額 20,623 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(27年4月1日現在)

支給実績(年度決算)		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(年度決算)		円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
支給対象地域なし	%	人	%

エ 特殊勤務手当（27年4月1日現在）

支給実績(年度決算)				635 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)				158,800 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)				66.7 %
手当の種類(手当数)				2
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(年度決算)	左記職員に対する支給単価
危険手当	天然ガス、LPガス及び次亜塩素酸ナトリウム取扱いに従事する職員		240 千円	月額5,000円
待機手当	勤務時間外に自宅待機で緊急出動に備えて拘束される職員		395 千円	一回につき 1,600円

オ 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	566 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	142 千円
支給実績(25年度決算)	921 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	230 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円 配偶者以外6,500円 配偶者がいない場合、そのうち1人は11,000円 満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子5,000円加算	同	なし	528 千円	132,000 円
住居手当	借家・借間入居者は家賃額により最高27,000円	同	なし	0 千円	0 円
通勤手当	交通機関を利用する場合6ヶ月定期等で最高55,000円 交通用具使用者は通勤距離に応じて2,000円～31,600円	同	なし	365 千円	60,800 円
管理職手当	課長 30,200円 課長補佐 16,600円	同	なし	1,067 千円	533,400 円
初任給調整手当	浄水場及びガス供給所 0,000円～60,000円	異	一般行政職同手当なし	0 千円	0 円

(2) ガス事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
26年度	173,682	15,390	36,072	20.8	16.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費7,113千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
26年度	5	19,022	3,397	7,186	29,605	5,921

(参考)26年度平均 一人当たり給与費
千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、27年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(27年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
下仁田町	34.2 歳	330,425 円	493,921 円
団体平均	43.6 歳	333,500 円	394,510 円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

下仁田町		下仁田町(一般行政職・団体平均等)	
1人当たり平均支給額(26年度)	1,437 千円	1人当たり平均支給額(26年度)	1,546 千円
(26年度支給割合)		(26年度支給割合)	
期末手当 2.60 月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.50 月分 (0.70)月分	期末手当 2.60 月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.50 月分 (0.70)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(27年4月1日現在)

下 仁 田 町			下仁田町(一般行政職・団体平均等)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			定年前早期退職特例加算(2%~20%加算)		
(退職時特別昇給 なし)			(退職時特別昇給 無し)		
1人当たり平均支給額 0 千円 0 千円			1人当たり平均支給額 20,623 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(27年4月1日現在)

支給実績(年度決算)		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(年度決算)		円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
支給対象地域なし	%	人	%

エ 特殊勤務手当（27年4月1日現在）

支給実績(26年度決算)				802 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)				267,467 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)				60.0 %
手当の種類(手当数)				3
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(年度決算)	左記職員に対する支給単価
危険手当	天然ガス、LPガス及び次亜塩素酸ナトリウム取扱いに従事する職員		180 千円	月額5,000円
ガス主任技術者手当	ガス主任技術者として従事する職員		240 千円	月額10,000円
待機手当	勤務時間外に自宅待機で緊急出動に備えて拘束される職員		382 千円	一回につき 1,600円

オ 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	981 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	245 千円
支給実績(25年度決算)	1,413 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	353 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円 配偶者以外6,500円 配偶者がいない場合、そのうち1人は11,000円 満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子5,000円加算	同	なし	804 千円	201,000 円
住居手当	借家・借間入居者は家賃額により最高27,000円	同	なし	0 千円	0 円
通勤手当	交通機関を利用する場合6ヶ月定期等で最高55,000円 交通用具使用者は通勤距離に応じて2,000円～31,600円	同	なし	365 千円	72,960 円
管理職手当	課長 30,200円 課長補佐 16,600円	同	なし	445 千円	445,200 円
初任給調整手当	浄水場及びガス供給所 0,000円～60,000円	異	一般行政職同手当なし	0 千円	0 円